

㊦ チーム学校の実現に向けた教育相談体制支援事業

人権同和教育課

1 事業の目的・背景

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を公立学校に配置・派遣する体制を充実し、いじめや不登校など学校だけでは解決が困難な事案への支援を強化するとともに、教員の負担軽減を図る。

2 事業の概要

(1) 予算額 81,678千円

(2) 財源 国庫支出金 27,226千円
一般財源 54,452千円

(3) 事業期間 平成31年度から平成33年度まで

(4) 事業内容

① スクールカウンセラー（SC）の配置・派遣

ア 中学校に配置しているSCの活動時数を128時間から140時間に拡充し、校区内の小学校に派遣する時間を確保

イ 県内の県立学校を4エリアに分け、各エリアの拠点校にSC1名を配置し、高度な専門性が必要となる問題に対応

② スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・派遣

ア 教育事務所配置のSSWに加え、独自雇用を希望する市町村へSSWの配置
その際、市町村に対し経費の一部を県が補助（補助率 3/5以内）

イ 教育事務所に配置しているスーパーバイザー（SV）を1名から2名へ増員

③ いじめ問題の解決に向けた支援チームの設置・派遣

学校だけでは解決困難ないじめ問題が発生した際、緊急支援チームを学校に派遣し、調査・検証、支援を実施

④ 24時間子供SOSダイヤル

いじめ問題やその他の問題に悩む子どもや保護者等がいつでも相談できるように、24時間対応可能な電話相談体制の整備

3 事業効果

(1) 小学校へのSCの配置時間を確保することで、小学校での相談体制を改善することができる。

(2) SSWの配置数増加により、様々な生徒指導上の問題に早期に対応し解決に導くことが期待できる。

(3) チーム学校の取組の一環であることを明確にし、SC及びSSW活用の促進を図ることで、教職員の負担感軽減に繋がる。